

【令和6年7月9日時点】

No.	項目	質問の内容	回答
1	報酬に関すること	生産性向上推進体制加算の届出についてお尋ねいたします。 算定要件や添付書類として、委員会の設置や議事概要が必要ですが、令和6年4月中に委員会の設置を予定しておりますが、この加算を届出するにあたり、届け出期日の4月15日までに実際に委員会を開催していない場合は届出は不可でしょうか？	実際に委員会を開催していない場合は、届出不可となります。
2	報酬に関すること	現在算定している加算項目に変更がない場合でも、「別紙」や「添付資料」などの提出が必要か。	「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」など、届出がない場合は、「1.減算型」とみなされる項目がありますので、原則として、体制届の提出が必要となります。
3	報酬に関すること	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について、前年度に引き続き算定する加算（例 日常生活継続支援加算）について、本年度においても継続して算定する場合、再度添付資料の提出が必要か。	加算の項目の変更（加算Ⅰから加算Ⅱへの変更など）がない場合は、添付資料の提出は不要です。
4	報酬に関すること	協力医療機関連携加算について ・当法人の併設医療機関でも算定できますか？ ・令和6年4月1日以降に入所した方が対象でしょうか？	○併設医療機関でも、協力医療機関に該当するのであれば算定は可能です。 ○「令和6年4月1日以降に入所した方のみ」という条件はありません。
5	報酬に関すること	医療機関併設型の介護医療院の場合は、併設する医療機関を協力医療機関に定めることが想定されるかと思うが、その場合の協力医療機関連携加算については、併設する医療機関とて入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催すれば算定が可能なのかご教授いただきたい。	御質問をいただいたケースでは、併設する医療機関との間で入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行うための会議を定期的（原則、月1回以上）に開催し、その概要を記録しておくことにより、協力医療機関連携加算の算定が可能となります。
6	報酬に関すること	高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書について、お尋ね致します。 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」の問129及び130にて示されている、九州厚生局の医科ファイルを参照し「感染対策2」の記載がある医療機関を「協力医療機関」として契約しております。 【質問1】 その為、高齢者施設等感染対策向上加算1及び2の算定を行うにあたり、高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書を作成する場合、「院内感染対策に関する研修又は訓練に参加した日時」及び「実地指導を受けた日時」欄の記載は、まだ協力医療機関と研修又は訓練に参加及び実地指導を受けていない場合は届出は出来ず、令和6年4月以降に研修又は訓練に参加及び実地指導を受けてからでないとい届出は出来ないでしょうか。 【質問2】 同じように口腔連携強化加算に関する届出書も、連携歯科医療機関の「歯科訪問診療料の算定の実績」欄も、令和6年4月以降に実績が無い場合は届け出が出来ないでしょうか。	【質問1】 ○加算Ⅰの「院内感染対策に関する研修又は訓練に参加した日時」については、医療機関等に研修又は訓練の実施予定日を確認し、高齢者施設等の職員の参加の可否を確認した上で令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる目処があれば算定して差し支えありません。（国のQ&A（Vol.1）問131参照）  ○加算Ⅱの「実地指導を受けた日時」については、既に実地指導を受けてからでないとい届出はできません。  【質問2】 ○体制届の提出時点で「歯科訪問診療料の算定の実績」がない場合は届出不可となります。

【令和6年7月9日時点】

No.	項目	質問の内容	回答
7	報酬に関すること	<p>&lt;高齢者施設等感染対策向上加算(1)&gt;について</p> <p>○診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。と記載がある。</p> <p>令和6年4月1日から算定を開始する場合、届出書に記載する院内感染対策に関する研修又は訓練に参加した日時については、令和5年の研修でよいでしょうか</p>	<p>加算Ⅰの院内感染対策に関する研修又は訓練については、1年に1回以上参加する必要があるため、令和5年度の参加実績に関わらず、令和6年度に参加した実績がある場合や、医療機関等に研修又は訓練の実施予定日を確認し、高齢者施設等の職員の参加の可否を確認した上で令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる目処がある場合は、加算を算定することが可能です。</p> <p>参考:国のQ&amp;A(Vol.1)問131</p>
8	報酬に関すること	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定入居者生活介護について、介護報酬改定に関する届出書で記入(チェック)する項目に協力医療機関連携加算がなかった。どのようにしたらよいか。</p>	<p>当該加算については、県への届出が加算の要件となっておりませんので、体制届の提出は不要です。</p> <p>加算要件を満たしている場合は、国保連に請求することが可能です。</p>
9	共通事項	<p>・体制届についてですが、介護処遇用の体制届は介護報酬改定分の体制届と別に送った方がよろしいのでしょうか</p>	<p>別送は不要です。</p>
10	報酬に関すること	<p>「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」において、同一建物減算の中の10%減算⇒事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20名以上の場合)は、この表のどの項目に該当するのでしょうか?</p> <p>「同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬の見直し」告示改正の図に示されている算定要件の三番目が一覧表に見当たらず、同率減算(10%)の一番目「同一建物減算」にチェックをすればよいのか判断に迷いました。</p>	<p>「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)」にチェックしてください。</p> <p>※報酬改定後のサービスコード表において、「同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」として、同一コードが設定されています。</p>
11	報酬に関すること	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について、</p> <p>「イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。</p> <p>□ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していないこと。」</p> <p>のいずれかに該当する場合は減算の対象となったが、これらの訪問回数のカウントや加算算定の実績の確認については、事業所として行うべきか、利用者個別に行うべきか如何。</p>	<p>事業所として行ってください。したがって減算の算定についても、基準に該当するのであれば、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う訪問に対しては、全て減算となります。(利用者によって減算の有無が分かれることはありません。)</p>